

9.



B-0033

0204

秘

條約局長

リライザルズ

立博士稿

昭和十年九月

東亞局長

島津

甲 報復的占領及砲撃ノ先例

(一) ホンヂュラスノオモア砲撃事件 千八百七十三年ホンヂュラスノオモア (Ponza) ニ於テ掠奪方行ハレタル際、イギリスノ一軍艦ハブリテン人ノ受ケタル損害ヲ賠償セシメ、ブリテン人タル俘虜ヲ釋放セシメ、且ツ謝罪ノ意ヲ表セシムル爲メニ、オモアノ城砦ヲ砲撃セリ。謝罪及賠償ノ要求ハ終ニ抛棄サレシモ、俘虜ヲ釋放セシムルノ目的ヲ達セリ。是レ海軍將校ノ獨斷的措置ニシテ違例ノ一事件タリトス。

外務省

11.6

(二) コリント占領及税關押收事件 千八百九十五年四月、イギリス政府ハ、其以前ニニカラグアニ於テ副領事及他ノブリテン人ノ逮捕ヲ受ケタルニ對スル賠償金トシテハ、一萬五千五百磅ノ要求ヲ爲シ、コリントノ占領ヲ行フニ至リ、九日間コリントニ在ルニカラグア税關ヲ押收シテ關稅ノ徵收ヲ行ヘリ。其結果トシテ、ニカラグアハ、賠償金ノ支拂ヲ爲スニ至レリ。

外務省

11.6

B-0033

0205

(三)「ミチレーン」占領及税關押收事件 「フランス」ノ一會社ガ「コンスタンチノブル」ニ於テ埠頭ヲ築造シ、海岸ノ埋立ヲ爲セリ然ルニ千八百九十九年「トルコ」政府ハ、埠頭ニ關スル會社ノ權利ヲ買收セント欲セリ。「トルコ」政府ハ、無賠償ニテ徵收ヲ行フノ意ヲ有セサリシモノノ如キモ、「フランス」外務大臣「デルカッセ」ハ、「フランス」ノ威信ノ爲メ、「トルコ」ノ所屬ニ歸シタル埠頭ノ管理及經營ハ、之ヲ「フランス」ノ會社ニ委託スベキヲ主張セリ。「トルコ」政府ガ「トルコ」ノ裁判所ノ判決セル賠償金ヲ、「フランス」人ニ仕拂フコトヲ得ザリシヨリ、更ニ紛議ヲ加ヘタリ。千九百一年七月九日、「コンスタンチノブル」駐劄ノ「フランス」大使「コンスタン」ハ「フランス」ノ會社ガ埠頭ノ所有權ヲ恢復スベク、公用徵收ノ措置ヲ止ムベキヲ要求セリ。談判ガ調ハザリシ爲メ、「フランス」大使ハ「コンスタンチノブル」ヲ去レリ。「デルカッセ」ハ「ミチレーン」ノ占領ヲ行ヒ

外務省

11.6

税關ノ收入ヲ差押ヘタリ。

は(イ)

外務省

11.6

B-0033

0206

は(3)
四) コルフ島砲撃及占領事件ヤニナニ於テイタリヤノテリニ將軍及其
屬員ガ暗殺ニ遭ヘルヨリ、イタリヤハ、千九百二十三年八月コル
フヲ砲撃シ、之ヲ占領セリ。當時ノ大使會議ハ、グリー^ス政府ガ
テリニ將軍ノ暗殺者ノ搜索ニ關シテ怠慢アリトシテ、グリー^スラ
シテイタリヤニ償金ヲ拂ハシメ、イタリヤハ占領ヲ撤スルニ至レ
リ。

外務省

11.6

は(4)
五) チャンタバ^ン占領事件 フランストシヤムトノ間ノ境界問題ヲ存
シ、フランスハ強力ヲ以テ解決ヲ計リ、シヤム兵ガ抵抗セル爲メ
フランス人ガ死セルモノアリシヨリ、フランスハ更ニ廣キ土地ノ
要求ヲ爲シ、其ノ未ダ解決ヲ見ザル際、千八百九十三年中シヤン
タバ^ン (ChanTabun) ノ港ヲ占領シ、千九百五年ニ及ベリ。是レ純
然タル報復手段ヲ以テ見ルヲ得ズ。
其他イギリスノエジプト占領ハ、アレキサンドリヤニ於ケル一撥
運動ヲ致セル軍事的謀叛ノ騷擾ノ際、ブリテン人損害ヲ受ケタル
ヲ機會トシテ行ハレ、ドイツノ膠州灣占領ハ二人ノ宣教師ノ土人
ノ爲メニ殺戮ニ遭ヘルヲ機會トシテ行ハレタリ。又クリミヤ戰爭
前ニ於テ、ロシヤガモルダヴィヤ及ワラキヤヲ占領セルハ、トル
コニ對スル其要求ノ満足ヲ得ル爲メノ物的擔保 *material gua-*
rantee) ノ名ヲ以テ行ハレタリ。是等ノ場合ハ何レモ純粹ナル報
復的占領ヲ以テ見ルヲ得ザル所ナリ。

外務省

11.6

B-0033

0207

乙、報復的占領及砲撃ノ適法性又ハ不適法性

或學者ハ報復手段トシテ占領及砲撃ヲ行フコトヲ得サルモノトシテ論ズ。ペーティー氏ハ「フター」、ブルンチュリ、デパニエ、ツ・ベック、ルージエ等ノ學說ヲ援キテ、占領及砲撃ガ報復的手段トシテ行フヲ得ザル所ナルヲ論定セリ（*The American Journal of International Law* 九三六年、三九五乃至三九七頁）。然レドモ報復手段トシテ占領及砲撃ノ行ヒ得ベキヲ認ムルノ學說モ亦存セリ。オツペンハイムハ、報復手段トシテ領土ノ一部ヲ占領シ得ベキコトヲ認メタリ（*Openheim, International Law, Peace*, 一九二六年、八七頁）。

ホールハ報復ガ之ヨリモ事態重キ戰爭ヲ避クルノ手段トシテ行ハルルモノナルノ故ヲ以テ、苟モ完全ナル戰爭ヲ企テザル手段ハ、其ノ原因ニシテ充分備ハルトキハ、之ヲ報復手段トシテ行ヒ得ベキコト、原則上定マレリト爲ス（*Hall, International Law* 一九二四年、

外務省

四三六頁）。

リヴィエハ報復手段トシテ、封鎖ヲ行ヒ、砲撃ヲ爲シ、一ノ場所、一ノ港ノ軍事占領ヲ行ヒ、又ハ税關ヲ占領シテ關稅ヲ徵收シ得ベキコトヲ認メタリ（*River, Principes du Droit des Gens* 第二册一九六頁）。

國際法協會^{インヂネ}千九百三十四年ノパリ會合ノ際ノ決議案中ニ於テ、武力的ノ報復ガ、戰爭ト同様ノ條件ヲ以テ禁ゼラルコトヲ認メタルモ、同時ニ武力的報復手段ニツキ土地占領又ハ砲撃ヲ含ム能ハズト爲ス如キ行爲ノ性質上ノ制限ヲ認ムルコト無ク、如何ナル形式タルヲ問ハズ武力ヲ用フル報復ハ之ヲ武力的報復ト稱シテ概括的ニ論ジタリ（*Annuaire de l'Institut de Droit International* 一九三四年、一三頁）。決議案ニ於テ武力的報復ガ戰爭ト同様ノ條件ヲ以テ禁止サルルト爲セルハ、蓋シ不戰條約又ハ聯盟規約第十二條及第十五條第一項等ノ關係ニ於テ武力的報復ヲ戰爭其モノト同視スベシトスルノ

外務省

B-0033

0208

意見ヲ含蓄スルモノノ如シ。決議案ノ説明中ニ於テ、武力的報復ハ實際上戦争行爲ナルヲ以テ、戦争其モノガ禁ゼラレル場合ニ於テハ同様ニ禁ゼラルベキモノト爲セリ（同上書一七乃至一八頁）。

は(1)

外務省

丙、報復的占領及砲撃ト不戦條約及聯盟規約トノ關係

(一)不戦條約トノ關係 不戦條約ニ所謂戦争ハ狭義ニ解シ得ベク、強カヲ用フル占領及砲撃モ、不戦條約第一條ニ依リ禁止サルル所ニ非スト言ヒ得ベキモ、同條約第二條ニ依リ禁止サルル所ノ所謂平和的、手段以外ノ手段ノ中ニハ、是等ノ強力的手段ヲ含ムト論ズルノ餘地アリ。若シ戦争ト呼バザレバ、如何ナル強力的手段ヲ不戦條約ニ反スルコト無シトセバ、戦争ノ名ヲ避ケナガラ強力的手段ヲ用フルヲ得ルコトナリ、畢竟不戦條約ノ前文ニ所謂「平和的ニシテ秩序アル手續」(*peaceful and orderly process*)ニ依リテノミ人民相互間ノ變更ヲ致スヘシトスルノ同條約ノ趣旨ガ達セラレザルコトトナルニ至ルベキナリ。日支紛争ニ際シ、我國政府ハフランス、アメリカ合衆國、イギリス及其他ノ不戦條約締約國ノ政府ヨリ送レル通牒ニ答ヘテ、支那政府ガ國策ノ手段トシテ

は(1)

外務省

B-0033

0209

認ムル措置ヲ執ラントスルノ問題ヲ生ズルコトヲモ考ヘ得ベキナリ、然レドモ實際ノ問題トシテハ國際聯盟ノ現狀ニ照シテ、考量ノ價值ナシト認メザルベカラズ。

非聯盟國ガ聯盟國ノ~~オ~~ト一定ノ紛争ニ關シ、強力的報復手段ヲ行ハントスルニ際シ、聯盟諸國ガ、聯盟規約第十七條ニ依リテ、非聯盟國ト聯盟國ノ一トノ間ノ紛争ノ解決ノ爲メ、聯盟國ノ負フベキ義務ヲ、聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾スルコトヲ非聯盟國ニ勸誘スルコトガ考ヘ得ザルニ非ズ。非聯盟國ガ此ノ如キ勸誘ヲ受ケナガラ、紛争解決ノ爲メ聯盟國ノ負フベキ義務ノ受諾ヲ拒ミ、上述ノ強力的手段ヲ斷行スルコトアラバ、聯盟國ニ對シテ(規約第十五條ニ所謂)戦争ニ訴ヘタル場合ト認メラルルコトモ全く想像シ難キニ非ズシテ(註)是ノ如キ場合ニ於テ規約第十六條ノ制裁ノ規定ノ適用ノ問題ガ生ズルコトヲ想像シ得ベキモ實際ノ問題トシテハ上述セル理由ニ因リ、考量ノ價值ナキナリ

外務省

11.6

(註)報復行爲ハ、戦争行爲ト異ルモ、實際上戦争行爲ノ性質ヲ備フル^{ヲ以テ}キ於テハ、對手國ガ之ヲ戦争行爲ト看做スヲ得ベキモノト爲スノ説ガ有力ナリ(Hull, *International Law* 四三四頁)。規約ニ所謂戦争ノ意義ニ關シテ種々議論アルモ、本問題トノ關係上末節ニ屬スルヲ以テ茲ニ詳論スルヲ避ケタリ。

は(イ)

外務省

11.6

B-0033

02:11

丁、不割讓條約ノ性質

不割讓條約ハ、條約當事國（例ヘハ「フランス」及支那）間ノ約束ニ過ギズシテ、第三國ニ對シテ效力ヲ有セザルヲ以テ、第三國ガ報復的占領ヲ爲スモ、不割讓ヲ約セシメタル國（例ヘバ「フランス」）ノ法律上ノ權利ヲ害スルト言フベキニ非ズ但シ（占領ト割讓トハ別物ナリト言ヒ得ベキニ拘ラズ）、不割讓條約ノ締結ガ公知ノ事實タル場合ニ於テハ、第三國ガ占領ヲ行フコトハ、當該土地ニ關シテ利害關係ヲ有シ、從テ不割讓條約ヲ結バシムルニ至レ^ル（例ヘバ「フランス」）ノ利益ヲ尊重セザルモノト認メラレ、占領ガ該國ニ依リ非^{友誼}占領的^反行爲（*unfriendly act*）トシテ認メラルコトアルヲ免ガレズ。然レドモ是レ純然タル法律論ノ關係スル所ニ非ズ。或ル學者ハ一定ノ領土ニ關スル不割讓條約ガ當該領土ニ關シテ第三國ニモ對抗シ得ル或種ノ物權的權利ヲ設定スルコトヲ認メ、領土國（例ヘバ支那）ノ消滅ノ場合ニモ第三國ニ對シテ條約公示ノ效果ガ

外務省

及ビ、第三國ガ公示サレタル條約締結ヲ知リナガラ長ク抗議ヲ爲サザリシ事實ガ當該ノ土地ニ對スル相續權ノ基礎トナルト爲ス如キ説ヲ爲スモ（例ヘバ *Westlake, International Law* 一三二頁乃至一三三頁）是ノ如キ説ハ之ヲ認ムルヲ得ザル所ニシテ假令公示サレタリトモ不割讓條約ガ不割讓ヲ約セシメタル國（例ヘバ「フランス」）ニ對シテ當該土地ニ關シ（第三國ニ對シテモ有效ナル）物權的效果ヲ生スルコトヲ認メ得ザルヲ以テ、上述ノ如ク不割讓條約ハ、法律論トシテハ何等第三國ヲ拘束スル所無シト言フヲ得ベキナリ。

外務省

B-0033

02:2

戊、擔保占領又ハ自衛權ノ名義ニ依ル占領

擔保占領トハ或種ノ要求ヲ對手國ヲシテ容レシムル爲メニ占領ヲ行
 フモノナルヘキモ、國際法上ニ於テ特別ノ名義トシテ認メラルルコ
 ト無ク、他ノ戰爭、報復^{リプライザル}又ハ自衛權等ノ關係ヨリシテ適當トナラサ
 ル行爲ヲ、特ニ擔保占領タルノ故ヲ以テ適法トスルヲ得サルナリ。
 自衛權ハ一切ノ條約ノ規定ニ勝チテ行ハルルモノト認メ得ヘク、特
 ニ不戰條約ニ在リテハ千九百二十八年六月ノアメリカ合衆國ノ通牒
 及其後ノ我國ノ通牒中ニ於テ明白ニ留保サレタル所ナリトス。然レ
 ドモ自衛權的行爲タルニハ、對手ノ不法ナル攻撃ニ因ル急迫ノ危難
 ヲ避クル爲メニ嚴ニ必要ナル程度以上ノ強力ヲ用フルヲ得サルヲ以
 テ、假令對手ニ不法ナル攻撃的行爲アリトスルモ、急迫ナル危難カ
 己ニ去レル後ニハ、自衛權的行爲ヲ行フヲ得サルナリ。故ニ己ニ行
 ハレタル不法行爲ニ對スル救済^{レドレツス}ヲ求ムル爲メニ占領ヲ行フ如キハ、
 自衛權ノ名義ニ依ル占領タルヲ得サルナリ。